犬の飼い主の皆さまへ ～花巻市～

令和７年２月４日

１．狂犬病予防法で定められている犬の所有者の義務

犬の所有者は「登録の申請をする」「狂犬病の予防注射を毎年１回受けさせる」「鑑札や注射済票をその犬につける」などの義務があります。花巻市では令和４年１０月１日から、マイクロチップを装着し環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）に登録した犬については、装着されたマイクロチップが鑑札とみなされ、市窓口への登録申請等は原則不要となります。

２．犬に関する手続き（令和４年１０月１日～ ）　　ＭＣ：マイクロチップ（装着・登録）

	ＭＣ ※1	いつまでに	手続き先	必要なもの	手続内容・手数料
犬を飼うとき	あり	30 日を経過する日まで	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）でご確認ください。	
	なし	30 日以内(生後 90 日経過後 30 日以内)	市（生活環境課・支所市民サービス課）または、市内動物病院		登録申請 （鑑札交付） 3,000 円
犬に新しく MC を装着したとき		30 日を経過する日まで	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）でご確認ください。	
		速やかに	市（生活環境課・支所市民サービス課）	鑑札	鑑札の返却（鑑札がある場合）無料
住所、飼い主などの登録した内容が変わったとき	あり	30 日を経過する日まで	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）※２	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）でご確認ください。	
	なし	30 日以内	市（生活環境課・支所市民サービス課）または、新しい飼い主・新住所の市町村担当窓口	鑑札及び注射済票 （変更内容により不要の場合あり）	登録事項変更届 無料
犬が死亡したとき	あり	遅滞なく	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）でご確認ください。	
	なし	30 日以内	市（生活環境課・支所市民サービス課）	鑑札及び注射済票、本人確認できるもの	死亡届　無料
何らかの事情により MC を取り除いたとき		遅滞なく	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）	環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）でご確認ください。	
		30 日以内	市（生活環境課・支所市民サービス課）		鑑札とみなされたマイクロチップの除去届 無料
狂犬病予防注射を受ける（受けた）とき		原則毎年４月～６月まで	○集合注射会場 ○花巻市内動物病院 （別途診察代がかかる場合があります）	市が送付した注射案内はがき	注射済票交付申請 注射済票　550 円 （集合注射については市送付の案内はがきをご確認ください）
			○市外で予防注射をした場合 市（生活環境課・支所市民サービス課）	病院発行の注射済証	
鑑札及び注射済票の破損・紛失のとき		鑑札の場合 30 日以内	市（生活環境課・各支所市民サービス課）	破損した鑑札及び注射済票	再交付申請 鑑札　1,600 円 注射済票　340 円

※１ マイクロチップ：環境省指定登録機関以外（AIPO など）に登録しているものを除きます。

※２ 市外へ転出の場合、転出先の市町村での手続きが必要になる場合があります。転出先市町村にご確認ください。

３．ペットと避難できる避難場所

地　域	施　設　名	住　　所
花　巻	生涯学習都市会館	花巻市花城町 1-47
	文化会館	花巻市若葉町三丁目 16-22
大　迫	受付：亀ケ森振興センター 避難所：亀ケ森地区社会体育館	花巻市大迫町亀ケ森第 7 地割 12
石鳥谷	《洪水時以外》受付：好地振興センター 避難所：ビバハウスいしどりや	花巻市石鳥谷町好地第 8 地割 78-3
	《洪水時》石鳥谷生涯学習会館	花巻市石鳥谷町中寺林第 7 地割 1-1
東　和	成島振興センター	花巻市東和町北成島 5 区 78-1
	受付：土沢振興センター 避難所：東和農業者トレーニングセンター	花巻市東和町安俵 6 区 116 番地

４.その他困ったとき

	連絡先	手順等	手数料
死体の処理	しみず斎園 ☎０１９７-６６-２７２５ 北上市北工業団地 5-36	・火葬する場合（遺骨の収拾が可能です） しみず斎園に電話予約後、市窓口（本庁：市民登録課、総合支所：市民サービス課）で使用料を支払い、交付された許可証をしみず斎園へ持参してください。	10,000 円
	岩手中部クリーンセンター ☎０１９７-７２-８２８６ 北上市和賀町後藤 3 地割 60 番地	・焼却する場合（遺骨は拾えません） ビニール袋で密閉した後、ダンボール箱(60cm×60cm×80cm 以内)に入れて持込みしてください。	1,200 円
飼い犬が行方不明になったとき、犬がうろついているとき	岩手県中部保健所 ☎　４１－３２７６ 市（生活環境課・各支所市民サービス課）	・保護した犬が鑑札及び注射済票を着けていれば、飼い主に連絡することが出来ます。 ・保護した犬がマイクロチップを装着している場合、環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）に登録されている飼い主に連絡することが出来ます。	

５.問い合わせ先

〇市役所　担当課

花巻市役所　本 庁　生活環境課	☎　４１－３５４４（直通）	花巻市花城町 9-30
〃　大迫総合支所　市民サービス課	☎　４１－３１２６（直通）	〃　大迫町大迫 2-51-4
〃　石鳥谷総合支所 市民サービス課	☎　４１－３４４６（直通）	〃　石鳥谷町八幡 4-161
〃　東和総合支所　市民サービス課	☎　４１－６５１６（直通）	〃　東和町土沢 8 区 60

〇市内動物病院

カシワタニ動物病院	☎　２２－２４９４	花巻市西大通り二丁目 371-2
星が丘ペットクリニック	☎　２２－７４８４	〃　星が丘一丁目 1-7
アイどうぶつクリニック	☎　２２－１９１１	〃　南川原町 217
ユキノハナ動物病院	☎　２９－５４８８	〃　不動町一丁目 8-1
及川動物病院	☎　４２－４１２３	〃　東和町土沢 8 区 35
パレット動物病院	☎　４５－１２１７	〃　石鳥谷町北寺林 11-1825-3

環境省 指定登録機関（マイクロチップ情報登録お問合せ窓口）

公益社団法人　日本獣医師会　☎０３－６３８４－５３２０

犬と猫のマイクロチップ情報登録　https://reg.mc.env.go.jp